

核兵器禁止条約案の仮訳

Draft Convention on the Prohibition of Nuclear Weapons

核兵器の禁止に関する条約案

この条約の締約国は、

核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道上の帰結を、及びその結果として、核兵器がいかなる場合にも決して再び使用されないことを確保するためにあらゆる努力を払う必要があることを深く憂慮し、核兵器の壊滅的な帰結が、国境を越え、人間の生存、環境、社会経済的な発展、世界経済、食料の安全および将来世代の健康に重大な影響を与えること、並びに母性の健康に対し及び女子に対し電離放射線が不均衡な影響を及ぼすことを認識し、核兵器の使用の被害者（ヒバクシャ）の苦しみ並びに核兵器の実験により影響を受けた者の苦しみに留意し、

国際人道法の諸原則及び諸規則、特に武力紛争の当事者が戦闘の方法及び手段を選ぶ権利は無制限ではないという原則、並びに戦闘においては、自然環境を広範、長期的かつ深刻な損害から保護するために注意を払う規則（自然環境に対してそのような損害を与え、それにより住民の健康又は生存を害すること目的とする又は害することが予測される戦闘の方法及び手段の使用の禁止を含む。）に立脚して、核兵器のいかなる使用も武力紛争に適用される国際法の規則、特に国際人道法の原則及び規則に違反するであろうことを宣言し、

文民及び戦闘員は、この条約がその対象としていない場合においても、確立された慣習、人道の諸原則及び公共の良心に由来する国際法の諸原則に基づく保護並びにこのような国際法の諸原則の支配の下に置かれることを再確認し、

国際連合憲章の目的及び原則の実現に貢献することを決意し、

核兵器の禁止は包括的な核軍縮に向けた重要な貢献となるであろうことに留意し、

諸国の軍備から核兵器及びその運搬手段を除去することを容易にするため、核軍縮のさらなる効果的措置を達成する緊急の必要を強調し、

この目的に向けて行動することを決意し、

また、厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍縮に向けての効果的な前進を達成する目的をもって行動することを決意し、

厳重かつ効果的な国際管理の下におけるあらゆる点での核軍縮に至る交渉を誠実に追求しかつ完結させる義務が存在することを確認し、

国際的な核不拡散体制の要石としての核兵器の不拡散に関する条約のもつ決定的な重要性、核軍縮及び不拡散体制の中核的要素としての包括的核実験禁止条約のもつ不可欠な重要性、並びに核不拡散体制の強化に向け、核軍縮の目標を実現するための非核兵器地帯を設置する条約の貢献を再確認し、

核兵器の全面的な除去の要請に示された人道の諸原則の推進における公共の良心の役割を強調し、また、このために国際連合、赤十字国際委員会、多数の非政府機関及びヒバクシャが行

っている努力を認識し、
次のとおり協定した。

第1条（一般的義務）

1. 締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。

(a) 核兵器その他の核爆発装置を開発し、生産し、製造し、その他の方法によって取得し、保有し又は貯蔵すること。

(b) 核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいずれかの者に対して直接又は間接に移譲すること。

(c) 核兵器その他の核爆発装置又はその管理を直接又は間接に受領すること。

(d) 核兵器を使用すること。

(e) 核兵器の実験的爆発又は他の核爆発を実施すること。

(f) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、いかなる様態によるかを問わず、援助し、奨励し又は勧誘すること。

(g) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者から、いかなる様態によるかを問わず、いずれかの援助を求めること又は援助を受けること。

2. 締約国は、自国の領域又は自国の管轄若しくは管理の下にあるいかなる場所においても、次のことを行わないことを約束する。

(a) 核兵器その他の核爆発装置を配置し、設置し又は配備すること。

(b) 核兵器の実験的爆発又は他の核爆発。

第2条（申告）

1. 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後30日以内に、国際連合事務総長に対して申告を行うものとし、当該申告において、2001年12月5日後に、自国が核兵器その他の核爆発装置を製造し、保有し又はそれ以外の方法で取得したか否かを申告する。

2. 国際連合事務総長は、前項における受領したすべての申告を締約国に対して送付する。

第3条（保障措置）

締約国は、原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止するため、この条約の附属書に規定される保証措置を受諾することを約束する。

第4条（自国の核兵器を除去した国についての措置）

1. 2001年12月5日の後に核兵器その他の核爆発装置を製造し、保有し又はそれ以外の方法で取得した締約国であって、自国につきこの条約の効力が生ずる以前に核兵器その他の核爆発装置をすべて除去した国は、自国の核物質および核施設の在庫の完全性を検証することを目的として国際原子力機関と協力することを約束する。

2. 締約国による別段の合意がある場合を除き、この条によって必要とされる検証のための取極は、締約国と国際原子力機関との間の協定において締結されるものとする。その協定の交渉は、第26条に規定される申告の提出の180日以内に開始しなければならない。その協定は、

交渉開始の日の後 18 箇月以内に効力を生ずるものとする。

3. この条の規定によって必要とされる検証を行うことを目的として、国際原子力機関は、核兵器計画に関係する場所又は施設への完全なアクセスが認められ、また、機関は、訪問することを希望するその他の場所又は施設について、事情に応じて、アクセスを求める権利を有する。

第 5 条（第 4 条の対象となっていない事態についての措置）

核軍縮に関する更なる効果的措置（厳重かつ効果的な国際管理の下における残存する核兵器計画についての、検証を伴いかつ不可逆的な除去のための規定を含む。）の提案は、締約国会議又は検討会議において検討することができる。この提案は、この条約の追加の議定書の形式をとることができる。会議に出席するすべての国は、このような検討に完全に参加することができる。締約国会議又は検討会議は、追加の議定書を合意することができる。追加の議定書は、この条の定めるところにより、採択され、この条約に附属する。

第 6 条（援助）

1. 締約国は、可能な場合には、自国の管轄又は管理の下にある地域に所在する核兵器の使用又は実験により影響を受けた者について、適用可能な国際人道法及び国際人権法に従い、年齢及び性別に配慮した援助（医療、リハビリテーション及び心理的な支援を含む。）を適切に提供し、並びにこれらの者が社会的及び経済的に包容されるようにする。

2. 締約国は、核兵器その他の核爆発装置の実験又は使用に関係する活動の結果として汚染された自国の管轄又は管理の下にある地域に関して、汚染された地域の環境上の回復に向けた援助を要請し及び受ける権利を有する。

3. このような援助は、特に、国際連合及びその関連機関、国際的な、地域的な若しくは国の機関若しくは非政府機関を通じて又は二国間で提供することができる。

第 7 条（国内の実施措置）

1. 締約国は、自国の憲法上の手続に従い、この条約に基づく自国の義務を履行するために必要な措置をとる。

2. 締約国は、この条約によって締約国に対して禁止されている活動であって、自国の管轄若しくは管理の下にある者によるもの又は自国の管轄若しくは管理の下にある領域におけるものを防止し、及び抑止するため、立法上、行政上その他の措置（罰則を設けることを含む。）をとる。

第 8 条（国際協力）

1. 締約国は、この条約の義務の履行を促進するために他の締約国と協力する。

2. 締約国は、この条約に基づく義務を履行するに当たり、援助を求め及び受ける権利を有する。

第 9 条（締約国会議）

1. 締約国は、次の事項を含むこの条約の適用又は実施に関する問題並びに核軍縮のための効果

的な措置の更なる調整について検討するため及び必要な場合には決定を行うために定期的に会合する。

(a) この条約の運用及び締結状況

(b) この条約の義務の履行に関する締約国による報告

(c) この条約の第2 条に従って提出される申告から生じる問題

(d) 核兵器計画についての検証を伴いつつ不可逆的な除去のための規定を含む核軍縮に関する更なる効果的措置（この条約の追加の議定書を含む。）

2. 第一回締約国会議については、この条約が効力を生じた後一年以内に国際連合事務総長が招集する。更なる締約国会議は、締約国による別段の合意がある場合を除き、2 年毎に、同事務総長が招集する。

3. この条約の効力発生後の5 年後、締約国会議は、条約の前文の目的及び条約の規定（核軍縮のための効果的な措置に関する交渉についての規定を含む。）が実現しつつあることを確認するため、この条約の運用を検討する会議を招集することを決定することができる。

4. 締約国会議及び検討会議には、この条約の締約国でない国並びに国際連合その他関連する国際機関、地域的機関、赤十字国際委員会及び関連する非政府機関を、オブザーバーとして出席するよう招請することができる。

第10条（費用）

1. 締約国会議及び検討会議の費用については、適切に調整された国際連合の分担率に従い、締約国及びこれらの会議に参加するこの条約の締約国でない国が負担する。

2. 第2条の規定により国際連合事務総長が要する費用は、適切に調整された国際連合の分担率に従って締約国が負担する。

第11条（改正）

1. 締約国会議又は検討会議において、この条約の改正のための提案を検討することができる。締約国会議又は検討会議は、この会議に出席し、かつ投票する締約国の3分の2以上の多数による議決で採択された改正につき合意することができる。

2. その改正は、締約国の過半数の改正の批准書が寄託された時に、その批准書を寄託した各締約国について効力を生ずる。その後は、改正は、改正の批准書を寄託する他のいずれの締約国についても、その寄託の時に効力を生ずる。

第12条（紛争の解決）

1. この条約の解釈又は適用に関して二以上の締約国間で紛争が生ずる場合には、関係締約国は、交渉又は当該関係締約国が選択するその他の平和的手段（締約国会議に提起すること及び合意により国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に付託することを含む。）によって紛争を速やかに解決するため、協議する。

2. 締約国会議は、適当と認める手段（あっせんを提供すること、関係締約国に対して当該関係締約国が選択する解決のための手続を開始するよう要請すること及び合意された手続に従っ

て解決するための期限を勧告することを含む。)により、紛争の解決に貢献することができる。

第13条（普遍性）

締約国は、すべての国によるこの条約への参加を得ることを目標として、この条約の締約国でない国に対し、この条約を批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入するよう奨励する。

第14条（署名）

この条約は、その効力が生ずるに先立ち署名のためすべての国に開放される。

第15条（批准）

この条約は、署名国によって批准されなければならない。

第16条（効力発生）

1. この条約は、40番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後90日で効力を生ずる。
2. 40番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後に批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後90日で効力を生ずる。

第17条（留保）

この条約の各条の規定については、留保を付することができない。

第18条（有効期間）

1. この条約の有効期間は、無期限とする。
2. 締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。当該締約国は、他のすべての締約国及び国際連合安全保障理事会に対し三箇月前にその脱退を通知する。その通知には、自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についても記載しなければならない。
3. 脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した後3箇月で効力を生ずる。ただし、脱退する締約国が当該3箇月の期間の満了の時に、1949年8月12日の戦争犠牲者の保護のためのジュネーブ諸条約の共通第2条に規定される事態（同諸条約の第1追加議定書第1条4に規定される事態を含む。）に巻き込まれている場合には、当該締約国は、武力紛争又は占領の終了の時までこの条約の義務及びこれに附属する議定書の義務に引き続き拘束される。

第19条（他の協定との関係）

この条約は、核兵器の不拡散に関する条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を与えるものではない。

第20条（寄託者）

国際連合事務総長は、ここに、この条約の寄託者として指名される。

第21条（正文）

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とする。

附属書（保障措置）

1. 第3条の規定によって必要とされる保障措置の手続は、原料物質又は特殊核分裂性物質につき、それが主要な原子力施設において生産され、処理され若しくは使用されているか又は主要な原子力施設の外にあるかを問わず、遵守しなければならない。第3条の規定によって必要とされる保障措置は、当該非核兵器国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理の下で行われるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質及び特殊核分裂性物資につき、適用される。

2. 前項で規定する協定は、核兵器の不拡散に関する条約に関連して必要とされる協定

（INFCIRC/153 (corrected)）であるか、核兵器の不拡散に関する条約に関連して必要とされる協定（INFCIRC/153 (corrected)）とその範囲及び効果において同一のものとする。締約国は、この条約が自国について効力が発生した日の後18箇月以内にこの協定が自国について効力を有することを確保するため適当な措置をとる。

3. 締約国は、平和的目的のため、原料物質若しくは特殊核分裂性物質又は特殊核分裂性物質の処理、使用若しくは生産のために特に設計され若しくは作成された設備若しくは資材を、次の国に供給しないことを約束する。

(a) 核兵器の不拡散に関する条約の締約国である非核兵器国（但し、同条約第3条1の規定によって必要とされる保障措置が適用される場合を除く。）

(b) その他の国（但し、このような物質又は設備が、適用可能な国際原子力機関との保障措置協定の対象となる場合、及び専ら平和的目的のために使用される場合を除く。）

【付記】

2017年5月22日にジュネーブの国連本部においてホワイト議長によって発表された核兵器禁止条約案（[A/CONF.229/2017/CRP.1](#)）の原文について条文ごとに仮訳を付した。短期間の作業による緊急の暫定訳であり、あくまでも原文の理解を助けるものという位置づけなので、訳として不十分な点はご寛恕いただきたい。

訳出に際しては他の関連条約（クラスター弾や対人地雷の諸条約など）の公定訳を参照した。例えばeliminationは廃絶とせず、除去とした。なおnuclear disarmamentはNPTの公定訳では「核軍備の縮小」だが、一般的用法に従い「軍縮」とした。

（明治大学法学部兼任講師・山田寿則）